

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則は、『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)の「第1部 総説」の部分および「第2部 属性」のうち「セクション1 属性総則」の部分を扱う。具体的には、第0章のうち、#0.9.2～#0.9.4および付表ならびに第1章を扱う。

2. 適用対象

<書誌データ>

全国の大学図書館等が所蔵する図書、逐次刊行物等の書誌データを対象とする。

<典拠データ>

この適用細則が対象とする書誌データに対応して作成されるすべての典拠データを対象とする。

3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまま、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データおよび典拠データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

5. 凡例

・エレメント

次の記号により、エレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントを示す。

E : エレメント

ES : エレメント・サブタイプ

S : サブエレメント

・コア・エレメント

NCR2018においてエレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントがコア・エレメントである場合に、「*」を記載する。コア・エレメントの適用／非適用については「#0付表 コア・エレメント一覧」で示す。

・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しまたは中見出しを示す。

・適用/非適用/一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

・適用/非適用/一部適用の理由

判断理由, 「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#0	総説			-	
		#0.1-#0.7.2 #0.9.1		<p><転記省略> 本規則の各条項では、エレメントの記録に用いる表記の形について次の用語を用いる。 a) 表示形 情報源に表示された形。漢字(繁体字または简体字を含む。)、仮名、ハングル、ラテン文字、キリル文字、ギリシャ文字等や、数字、記号など、各種文字種を含む。 b) 翻字形 ラテン文字以外の文字種をラテン文字に翻字して表記する形。データ作成機関が採用した翻字法に従って表記し、翻字法については、必要に応じて注記として記録する。ラテン文字だけでなく、数字、記号等の各種文字種を含むことがある。 c) 片仮名表記形 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語のタイトルまたは名称を片仮名で表記する形。片仮名だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。 d) 読み形 表示形等とあわせて、その読みを表記する形。読み形のみで記録を行うことはない。(参照: #1.12 を見よ。) ① 片仮名読み形 読み形のうち、主として片仮名で表記する形。片仮名だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。 ② ローマ字読み形 読み形のうち、主としてローマ字で表記する形。ローマ字だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。 ③ ハングル読み形 読み形のうち、主としてハングルで表記する形。ハングルだけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。</p>	適用 適用		-
		#0.9.2	言語および文字種の選択	<p>情報源における表示を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種(表示形)によることを原則とする。 (参照: #1.10 を見よ。) ただし、転記ができない言語および文字種の場合は、データ作成機関が採用した翻字法に従って翻字形を記録する。 その他のエレメントについては、データ作成機関が選択する優先言語および文字種ならびに目録用言語を用いる。 (参照: #0.9.3、#0.9.4 を見よ。)</p>	適用	<p>情報源における表示を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種(表示形)によることを原則とする。 (参照: #1.10 を見よ。) ただし、転記ができない言語および文字種の場合は、“ALA-LC Romanization Tables”に従って翻字形を記録する。 その他のエレメントについては、NACSIS-CATで規定する優先言語および文字種ならびに目録用言語を用いる。 (参照: #0.9.3、#0.9.4 を見よ。)</p>	<p>情報源における表示を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種(表示形)によることを原則とする。 (参照: #1.10 を見よ。) ただし、転記ができない言語および文字種の場合は、“ALA-LC Romanization Tables”に従って翻字形を記録する。 その他のエレメントについては、国立国会図書館が選択する優先言語および文字種ならびに目録用言語を用いる。 (参照: #0.9.3、#0.9.4 を見よ。)</p>
		#0.9.3	優先言語および文字種	<p>統制形による記録を行う場合は、使用する言語および文字種をデータ作成機関が定める。これを優先言語および文字種という。 (参照: #1.11 を見よ。) 日本語のみを選択することも、資料の言語によって、日本語と日本語以外の言語を使い分けることも可能である。</p>	NDL準拠	<p>統制形による記録を行う場合は、使用する言語および文字種をデータ作成機関が定める。これを優先言語および文字種という。 (参照: #1.11 を見よ。)</p>	<p>統制形による記録を行う場合は、使用する言語および文字種をデータ作成機関が定める。これを優先言語および文字種という。 (参照: #1.11 を見よ。)</p>
		#0.9.4	目録用言語	<p>目録用言語は、情報源における表示からの転記または統制形による記録のいずれにもよらない場合のために、データ作成機関が定めて用いる言語である。データ作成機関は、目録用言語として、次のいずれかを選択する。 a) 常に日本語を使用する。 b) 日本語資料については、常に日本語を使用する。日本語以外の言語の資料については、データ作成機関が定めた言語を使用する。 本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現に置き換えて記録する。</p>	一部適用	<p>目録用言語は、情報源における表示からの転記または統制形による記録のいずれにもよらない場合のために、データ作成機関が定めて用いる言語である。NACSIS-CATでは、目録用言語として、和資料では日本語、洋資料では英語を使用する。 ただし、図書館誌データにおいては、システム登録や流用入力等、異なる目録規則が適用されている書誌データを利用する場合、この限りではない。</p>	<p>目録用言語は、情報源における表示からの転記または統制形による記録のいずれにもよらない場合のために、データ作成機関が定めて用いる言語である。国立国会図書館は、目録用言語として、日本語を使用する。</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	一部適用	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#0付表	コア・エレメント一覧 体现形の属性	体现形の属性 a) タイトル 本タイトル(参照:#2.1.1を見よ。) b) 責任表示 本タイトルに関する責任表示(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.2.1を見よ。) c) 版表示 ① 版次(参照:#2.3.1を見よ。) ② 付加的版次(参照:#2.3.5を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示(順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初的方式のもの、終号の巻次および(または)年月次については最後的方式のもの) ① 初号の巻次(参照:#2.4.1を見よ。) ② 初号の年月次(参照:#2.4.2を見よ。) ③ 終号の巻次(参照:#2.4.3を見よ。) ④ 終号の年月次(参照:#2.4.4を見よ。) e) 出版表示 ① 出版地(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.5.1を見よ。) ② 出版者(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.5.3を見よ。) ③ 出版日付(複数の種類の層によって表示されている場合は、優先する層のもの)(参照:#2.5.5を見よ。) f) 非刊行物の制作表示 非刊行物の制作日付(複数の種類の層によって表示されている場合は、優先する層のもの)(参照:#2.8.5を見よ。)	一部適用	別シートの通り	典拠形アクセス・ポイント(件名)についてはここでは扱わない。(参照:件名作業指針を見よ。) 体现形の属性 a) タイトル 本タイトル(参照:#2.1.1を見よ。)(適用) b) 責任表示 本タイトルに関する責任表示(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.2.1を見よ。)(適用) c) 版表示 ① 版次(参照:#2.3.1を見よ。)(適用) ② 付加的版次(参照:#2.3.5を見よ。)(適用) d) 逐次刊行物の順序表示(順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初的方式のもの、終号の巻次および(または)年月次については最後的方式のもの) ① 初号の巻次(参照:#2.4.1を見よ。)(適用) ② 初号の年月次(参照:#2.4.2を見よ。)(適用) ③ 終号の巻次(参照:#2.4.3を見よ。)(適用) ④ 終号の年月次(参照:#2.4.4を見よ。)(適用) e) 出版表示 ① 出版地(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.5.1を見よ。)(適用) ② 出版者(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照:#2.5.3を見よ。)(適用) ③ 出版日付(複数の種類の層によって表示されている場合は、優先する層のもの)(参照:#2.5.5を見よ。)(適用) f) 非刊行物の制作表示 非刊行物の制作日付(複数の種類の層によって表示されている場合は、優先する層のもの)(参照:#2.8.5を見よ。)(非適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 体现形の属性	g) シリーズ表示 ① シリーズの本タイトル(参照:#2.10.1を見よ。) ② シリーズ内番号(参照:#2.10.8を見よ。) ③ サブシリーズの本タイトル(参照:#2.10.9を見よ。) ④ サブシリーズ内番号(参照:#2.10.16を見よ。) h) キャリア種別(参照:#2.16を見よ。) i) 数量(次の場合)(参照:#2.17を見よ。) ・資料が完結している場合 ・総数が判明している場合 j) 体现形の識別子(複数ある場合は国際標準の識別子)(参照:#2.34を見よ。)	一部適用	別シートの通り	g) シリーズ表示 ① シリーズの本タイトル(参照:#2.10.1を見よ。)(適用) ② シリーズ内番号(参照:#2.10.8を見よ。)(適用) ③ サブシリーズの本タイトル(参照:#2.10.9を見よ。)(適用) ④ サブシリーズ内番号(参照:#2.10.16を見よ。)(適用) h) キャリア種別(参照:#2.16を見よ。)(適用) i) 数量(次の場合)(参照:#2.17を見よ。)(適用) ・資料が完結している場合 ・総数が判明している場合 j) 体现形の識別子(複数ある場合は国際標準の識別子)(参照:#2.34を見よ。)(適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 著作の属性	著作の属性 a) 著作の優先タイトル(参照:#4.1を見よ。) b) 著作の形式(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.3を見よ。) c) 著作の日付(次の場合)(参照:#4.4を見よ。) ・条約の場合 ・同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合 d) 著作の成立場所(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.5を見よ。) e) 著作のその他の特性(責任刊行者など)(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.6、#4.7を見よ。) f) 著作の識別子(参照:#4.9を見よ。) g) 演奏手段(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.3を見よ。) h) 音楽作品の番号(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.4を見よ。) i) 調(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.5を見よ。)	一部適用	別シートの通り	著作の属性 a) 著作の優先タイトル(参照:#4.1を見よ。)(適用) b) 著作の形式(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.3を見よ。)(非適用) c) 著作の日付(次の場合)(参照:#4.4を見よ。) ・条約の場合(非適用) ・同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合(適用) d) 著作の成立場所(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.5を見よ。)(非適用) e) 著作のその他の特性(責任刊行者など)(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照:#4.6、#4.7を見よ。)(適用) f) 著作の識別子(参照:#4.9を見よ。)(適用) g) 演奏手段(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.3を見よ。)(非適用) h) 音楽作品の番号(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.4を見よ。)(非適用) i) 調(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照:#4.14.5を見よ。)(非適用)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 表現形の属性	表現形の属性 a) 表現種別(参照: #5.1を見よ。) b) 表現形の目付(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.2を見よ。) c) 表現形の言語(記述対象が言語を含む内容から成る場合)(参照: #5.3を見よ。) d) 表現形のその他の特性(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.4を見よ。) e) 表現形の識別子(参照: #5.5を見よ。) f) 尺度 ① 地図の水平尺度(参照: #5.23.2を見よ。) ② 地図の垂直尺度(参照: #5.23.3を見よ。)	一部適用	別シートの通り	表現形の属性 a) 表現種別(参照: #5.1を見よ。)(適用) b) 表現形の目付(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.2を見よ。)(非適用) c) 表現形の言語(記述対象が言語を含む内容から成る場合)(参照: #5.3を見よ。)(適用) d) 表現形のその他の特性(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.4を見よ。)(非適用) e) 表現形の識別子(参照: #5.5を見よ。)(非適用) f) 尺度 ① 地図の水平尺度(参照: #5.23.2を見よ。)(適用) ② 地図の垂直尺度(参照: #5.23.3を見よ。)(適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 個人の属性	個人の属性 a) 個人の優先名称(参照: #6.1を見よ。) b) 個人と結びつく目付 ① 生年(参照: #6.3.3.1を見よ。) ② 没年(生年、没年はいずれか一方または双方)(参照: #6.3.3.2を見よ。) ③ 個人の活動期間(生年、没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人との判別が必要なとき)(参照: #6.3.3.3を見よ。) c) 称号(次の場合)(参照: #6.4を見よ。) ・王族、貴族、聖職者であることを示す称号の場合 ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合 d) 活動分野(次の場合)(参照: #6.5を見よ。) ・個人の名称であることが不明確な場合に、職業を使用しないとき ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合 e) 職業(次の場合)(参照: #6.6を見よ。) ・個人の名称であることが不明確な場合に、活動分野を使用しないとき ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合 f) 展開形(同一名称の他の個人と判別するために必要な場合)(参照: #6.7を見よ。)	一部適用	別シートの通り	個人の属性 a) 個人の優先名称(参照: #6.1を見よ。)(適用) b) 個人と結びつく目付 ① 生年(参照: #6.3.3.1を見よ。)(適用) ② 没年(生年、没年はいずれか一方または双方)(参照: #6.3.3.2を見よ。)(適用) ③ 個人の活動期間(生年、没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人との判別が必要なとき)(参照: #6.3.3.3を見よ。)(適用) c) 称号(次の場合)(参照: #6.4を見よ。) ・王族、貴族、聖職者であることを示す称号の場合(非適用) ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合(適用) d) 活動分野(次の場合)(参照: #6.5を見よ。) ・個人の名称であることが不明確な場合に、職業を使用しないとき(非適用) ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合(適用) e) 職業(次の場合)(参照: #6.6を見よ。) ・個人の名称であることが不明確な場合に、活動分野を使用しないとき(非適用) ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合(適用) f) 展開形(同一名称の他の個人と判別するために必要な場合)(参照: #6.7を見よ。)(非適用)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 個人の属性	g) その他の識別要素(次の場合)(参照:#6.8を見よ。) ・聖人であることを示す語句の場合 ・伝説上または架空の個人を示す語句の場合 ・人間以外の実体の種類を示す語句の場合 ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合 h) 個人の識別子(参照:#6.18を見よ。)	一部適用	別シートの通り	g) その他の識別要素(次の場合)(参照:#6.8を見よ。) ・聖人であることを示す語句の場合(非適用) ・伝説上または架空の個人を示す語句の場合(非適用) ・人間以外の実体の種類を示す語句の場合(非適用) ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合(適用) h) 個人の識別子(参照:#6.18を見よ。)(適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 家族の属性	家族の属性 a) 家族の優先名称(参照:#7.1を見よ。) b) 家族のタイプ(参照:#7.3を見よ。) c) 家族と結びつく日付(参照:#7.4を見よ。) d) 家族と結びつく場所(同一名称の他の家族と判別するために必要な場合)(参照:#7.5を見よ。) e) 家族の著名な構成員(同一名称の他の家族と判別するために必要な場合)(参照:#7.6を見よ。) f) 家族の識別子(参照:#7.10を見よ。)	一部適用	別シートの通り	家族の属性 非適用
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 団体の属性	団体の属性 a) 団体の優先名称(参照:#8.1を見よ。) b) 団体と結びつく場所(次の場合)(参照:#8.3を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催地の場合(参照:#8.3.3.1を見よ。) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合 c) 関係団体(次の場合)(参照:#8.4を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合 ・会議、大会、集会等の開催地が不明または容易に確認できない場合 ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合 d) 団体と結びつく日付(次の場合)(参照:#8.5を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催年の場合(参照:#8.5.3.4を見よ。) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合 e) 会議、大会、集会等の回次(参照:#8.6を見よ。)	一部適用	別シートの通り	団体の属性 a) 団体の優先名称(参照:#8.1を見よ。)(適用) b) 団体と結びつく場所(次の場合)(参照:#8.3を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催地の場合(参照:#8.3.3.1を見よ。)(非適用) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合(適用) c) 関係団体(次の場合)(参照:#8.4を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合(非適用) ・会議、大会、集会等の開催地が不明または容易に確認できない場合(非適用) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合(適用) d) 団体と結びつく日付(次の場合)(参照:#8.5を見よ。) ・会議、大会、集会等の開催年の場合(参照:#8.5.3.4を見よ。)(非適用) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合(適用) e) 会議、大会、集会等の回次(参照:#8.6を見よ。)(非適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 団体の属性	f) その他の識別要素 ① 団体の種類(次の場合)(参照:#8.7.1を見よ。) ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合 ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合 ② 行政区分を表す語(同一名称の他の団体と判別するために必要な場合)(参照:#8.7.2を見よ。) ③ その他の識別語句(次の場合)(参照:#8.7.3を見よ。) ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合に、団体の種類を使用しないとき ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合 g) 団体の識別子(参照:#8.12を見よ。)	一部適用	別シートの通り	f) その他の識別要素 ① 団体の種類(次の場合)(参照:#8.7.1を見よ。) ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合(非適用) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合(適用) ② 行政区分を表す語(同一名称の他の団体と判別するために必要な場合)(参照:#8.7.2を見よ。)(非適用) ③ その他の識別語句(次の場合)(参照:#8.7.3を見よ。) ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合に、団体の種類を使用しないとき(非適用) ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合(適用) g) 団体の識別子(参照:#8.12を見よ。)(適用)
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 資料に関する基本的関連	資料に関する基本的関連 a) 表現形から著作への関連(参照:#42.2を見よ。) b) 表現形から表現形への関連(複数の表現形が一つの表現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている表現形から表現形への関連)(参照:#42.6を見よ。) ただし、著作と表現形を直接に関連づける場合は、次のものをコア・エレメントとする。 c) 表現形から著作への関連(複数の著作が一つの表現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている表現形から著作への関連)(参照:#42.4を見よ。)	一部適用	別シートの通り	資料に関する基本的関連 非適用
		#0付表	コア・エレメント一覧(続) 資料と個人・家族・団体との関連	資料と個人・家族・団体との関連 a) 創作者(参照:#44.1.1を見よ。) b) 著作と関連を有する非創作者(その個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを使用して、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する場合)(参照:#44.1.1を見よ。)	一部適用	別シートの通り	資料と個人・家族・団体との関連 非適用

コアエレメント一覧 末尾の(適用)(非適用)はNDL適用方針	適用/非適用	NDL 適用/非適用
体现形の属性		
a) タイトル		
本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。)	適用	適用
b) 責任表示		
本タイトルに関係する責任表示(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照: #2.2.1を見よ。)	適用	適用
c) 版表示		
① 版次(参照: #2.3.1を見よ。)	適用	適用
② 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。)	適用	適用
d) 逐次刊行物の順序表示(順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初の方式のもの、終号の巻次および(または)年月次については最後の方式のもの)		
① 初号の巻次(参照: #2.4.1を見よ。)	適用	適用
② 初号の年月次(参照: #2.4.2を見よ。)	適用	適用
③ 終号の巻次(参照: #2.4.3を見よ。)	適用	適用
④ 終号の年月次(参照: #2.4.4を見よ。)	適用	適用
e) 出版表示		
① 出版地(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照: #2.5.1を見よ。)	適用	適用
② 出版者(複数存在する場合は最初に記録する一つ)(参照: #2.5.3を見よ。)	適用	適用
③ 出版日付(複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの)(参照: #2.5.5を見よ。)	適用	適用
f) 非刊行物の制作表示		
非刊行物の制作日付(複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの)(参照: #2.8.5を見よ。)	適用	非適用
g) シリーズ表示		
① シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。)	適用	適用
② シリーズ内番号(参照: #2.10.8を見よ。)	適用	適用
③ サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。)	適用	適用
④ サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16を見よ。)	適用	適用
h) キャリア種別(参照: #2.16を見よ。)	適用	適用
i) 数量(次の場合)(参照: #2.17を見よ。)		
・資料が完結している場合	適用	適用
・総数が判明している場合	適用	適用
j) 体现形の識別子(複数ある場合は国際標準の識別子)(参照: #2.34を見よ。)	適用	適用
著作の属性		
a) 著作の優先タイトル(参照: #4.1を見よ。)	適用	適用
b) 著作の形式(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照: #4.3を見よ。)	適用	非適用
c) 著作の日付(次の場合)(参照: #4.4を見よ。)		
・条約の場合	非適用	非適用
・同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合	適用	適用
d) 著作の成立場所(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照: #4.5を見よ。)	非適用	非適用
e) 著作のその他の特性(責任刊行者など)(同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合)(参照: #4.6、#4.7を見よ。)	適用	適用
f) 著作の識別子(参照: #4.9を見よ。)	適用	適用
g) 演奏手段(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照: #4.14.3を見よ。)	適用	非適用
h) 音楽作品の番号(音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合)(参照: #4.14.4を見よ。)	適用	非適用
表現形の属性		
a) 表現種別(参照: #5.1を見よ。)	適用	適用
b) 表現形の日付(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.2を見よ。)	非適用	非適用
c) 表現形の言語(記述対象が言語を含む内容から成る場合)(参照: #5.3を見よ。)	適用	適用
d) 表現形のその他の特性(同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合)(参照: #5.4を見よ。)	非適用	非適用
e) 表現形の識別子(参照: #5.5を見よ。)	非適用	非適用
f) 尺度		
① 地図の水平尺度(参照: #5.23.2を見よ。)	適用	適用
② 地図の垂直尺度(参照: #5.23.3を見よ。)	適用	適用
個人の属性		
a) 個人の優先名称(参照: #6.1を見よ。)	適用	適用

コアエレメント一覧 末尾の(適用)(非適用)はNDL適用方針	適用/非適用	NDL 適用/非適用
b) 個人と結びつく日付		
① 生年(参照:#6.3.3.1を見よ。)	適用	適用
② 没年(生年、没年はいずれか一方または双方)(参照:#6.3.3.2を見よ。)	適用	適用
③ 個人の活動期間(生年、没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人との判別が必要なとき)(参照:#6.3.3.3を見よ。)	適用	適用
c) 称号(次の場合)(参照:#6.4を見よ。)		
・王族、貴族、聖職者であることを示す称号の場合	適用	非適用
・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合	適用	適用
d) 活動分野(次の場合)(参照:#6.5を見よ。)		
・個人の名称であることが不明確な場合に、職業を使用しないとき	非適用	非適用
・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合	適用	適用
e) 職業(次の場合)(参照:#6.6を見よ。)		
・個人の名称であることが不明確な場合に、活動分野を使用しないとき	非適用	非適用
・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合	適用	適用
f) 展開形(同一名称の他の個人と判別するために必要な場合)(参照:#6.7を見よ。)	適用	非適用
g) その他の識別要素(次の場合)(参照:#6.8を見よ。)		
・聖人であることを示す語句の場合	適用	非適用
・伝説上または架空の個人を示す語句の場合	適用	非適用
・人間以外の実体の種類を示す語句の場合	適用	非適用
・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合	適用	適用
h) 個人の識別子(参照:#6.18を見よ。)	適用	適用
家族の属性(全体非適用)		
a) 家族の優先名称(参照:#7.1を見よ。)	適用	非適用
b) 家族のタイプ(参照:#7.3を見よ。)	適用	非適用
c) 家族と結びつく日付(参照:#7.4を見よ。)	非適用	非適用
d) 家族と結びつく場所(同一名称の他の家族と判別するために必要な場合)(参照:#7.5を見よ。)	適用	非適用
e) 家族の著名な構成員(同一名称の他の家族と判別するために必要な場合)(参照:#7.6を見よ。)	適用	非適用
f) 家族の識別子(参照:#7.10を見よ。)	適用	非適用
団体の属性		
a) 団体の優先名称(参照:#8.1を見よ。)	適用	適用
b) 団体と結びつく場所(次の場合)(参照:#8.3を見よ。)		
・会議、大会、集会等の開催地の場合(参照:#8.3.3.1を見よ。)	適用	非適用
・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合	適用	適用
c) 関係団体(次の場合)(参照:#8.4を見よ。)		
・会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合	非適用	非適用
・会議、大会、集会等の開催地が不明または容易に確認できない場合	非適用	非適用
・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合	適用	適用
d) 団体と結びつく日付(次の場合)(参照:#8.5を見よ。)		
・会議、大会、集会等の開催年の場合(参照:#8.5.3.4を見よ。)	適用	非適用
・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合	適用	適用
e) 会議、大会、集会等の回次(参照:#8.6を見よ。)	適用	非適用
f) その他の識別要素		
① 団体の種類(次の場合)(参照:#8.7.1を見よ。)		
・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合	適用	非適用
・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合	適用	適用
② 行政区分を表す語(同一名称の他の団体と判別するために必要な場合)(参照:#8.7.2を見よ。)	非適用	非適用
③ その他の識別語句(次の場合)(参照:#8.7.3を見よ。)		
・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合に、団体の種類を使用しないとき	非適用	非適用
・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合	適用	適用
g) 団体の識別子(参照:#8.12を見よ。)	適用	適用
資料に関する基本的関連		
a) 表現形から著作への関連(参照:#42.2を見よ。)	非適用	非適用
b) 表現形から表現形への関連(複数の表現形が一つの表現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている表現形から表現形への関連)(参照:#42.6を見よ。)	非適用	非適用
ただし、著作と表現形を直接に関連づける場合は、次のものをコア・エレメントとする。		
c) 表現形から著作への関連(複数の著作が一つの表現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている表現形から著作への関連)(参照:#42.4を見よ。)	非適用	非適用
資料と個人・家族・団体との関連		
a) 創作者(参照:#44.1.1を見よ。)	適用	非適用

#0付表コア・エレメント一覧

コアエレメント一覧 末尾の(適用)(非適用)はNDL適用方針	適用/非適用	NDL 適用/非適用
b) 著作と関連を有する非創作者(その個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを使用して、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する場合)(参照: #44.1.2 を見よ。)	非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1	属性総則				—
		#1.1	記録の目的	<p>実体の属性の記録の目的は、次のとおりである。</p> <p>a) 統制形アクセス・ポイントを構成する要素として、または非統制形アクセス・ポイントとして、実体の発見に寄与する。</p> <p>b) 特定の実体を識別する(すなわち、記述された実体と求める実体との一致を確認する、または類似した複数の実体を判別する)。</p> <p>c) 利用者のニーズに適合する資料を選択する(すなわち、内容、キャリア等に照らして利用者の要求を満たす資料を選択する、または利用者のニーズに適合しない資料を除外する)。</p> <p>d) 記述された個別資料を入手する(すなわち、個別資料を取得する、または個別資料へのアクセスを確保する)。</p>	適用		適用
		#1.2	記録の範囲	書誌データおよび典拠データとして、著作、表現形、体現形、個別資料、個人・家族・団体、概念、物、出来事および場所という各実体の属性を記録する。	適用		適用
		#1.2.1	構成	<p>セクション 1 の本章は、各実体の属性を記録するにあたって、前提となる規定および共通の規定を扱っている。</p> <p>次いで第 2 章～第 12 章は、実体別に次のように構成している。</p> <p>セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料</p> <p>第 2 章 体現形</p> <p>第 3 章 個別資料</p> <p>第 4 章 著作</p> <p>第 5 章 表現形</p> <p>セクション 3 個人・家族・団体</p> <p>第 6 章 個人</p> <p>第 7 章 家族</p> <p>第 8 章 団体</p> <p>セクション 4 概念、物、出来事、場所</p> <p>第 9 章 概念(保留)</p> <p>第 10 章 物(保留)</p> <p>第 11 章 出来事(保留)</p> <p>第 12 章 場所(一部保留)</p>	適用		適用
		#1.2.2	コア・エレメント	コア・エレメントについては、#0 末尾の付表を見よ。	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.3	記述対象	書誌データの根幹は、体現形の記述である。当該の資料全体の刊行方式と書誌階層構造を把握した上で、その資料から特定の体現形を選択し、記述対象とする。 (参照: 刊行方式については、#1.4～#1.4.4を見よ。書誌階層構造については、#1.5.1を見よ。) 記述対象が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合、または複数のイテレーション(更新資料における更新状態)をもつ場合は、#1.6～#1.6.2に従う。 記述対象とする体現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その体現形が属する著作および表現形の記述を作成する。また、必要に応じて関連するその他の実体(個人・家族・団体、場所)の記述を作成する。 ただし、書写資料、肉筆の絵画、手稿譜等については、個別資料を記述対象として、体現形の記述を作成する。	適用		書誌データの根幹は、体現形の記述である。当該の資料全体の刊行方式と書誌階層構造を把握した上で、その資料から特定の体現形を選択し、記述対象とする。 (参照: 刊行方式については、#1.4～#1.4.4を見よ。書誌階層構造については、#1.5.1を見よ。) 記述対象が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合、または複数のイテレーション(更新資料における更新状態)をもつ場合は、#1.6～#1.6.2に従う。 記述対象とする体現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その体現形が属する著作および表現形の記述を作成する。また、必要に応じて関連するその他の実体(個人・家族・団体、場所)の記述を作成する。
		#1.4	刊行方式	セクション2では、体現形の刊行方式ごとに規則を定めている場合がある。刊行方式による区分には、単巻資料、複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料がある。	適用	適用	
		#1.4.1	単巻資料	物理的に単一のユニットとして刊行される資料(例えば、1冊のみの単行資料)である。無形資料の場合は、論理的に単一のユニットとして刊行される資料(例えば、ウェブサイトに掲載されたPDFファイル)である。	適用	物理的に単一のユニットとして刊行される資料(例えば、1冊のみの単行資料)である。 単行の非図書資料の場合は、物理的に複数のユニットから成るが一つの容器に収められている資料をも含む。	
		#1.4.2	複数巻単行資料	同時に、または継続して刊行される複数の部分から成る資料で、一定数の部分により完結する、または完結することを予定するものである。例えば、2巻組の辞書、1セット3巻組のオーディオカセット、複数巻から成る全集、終期を予定するシリーズがある。	一部適用	同時に、または継続して刊行される複数の部分から成る資料で、一定数の部分により完結する、または完結することを予定するものである。例えば、2巻組の辞書、1セット3巻組のオーディオカセット、複数巻から成る全集、終期を予定するシリーズがある。 なお、各部分が固有のタイトルを有せず、かつ次のいずれかの条件に合致するものは、例外として包括的記述を基礎書誌レベルとすることができる。 (VOL積み禁止の例外) 1)和古書、漢籍、西洋古典籍等、記述対象の資料毎に所蔵館が書誌データを作成し、その書誌データの他館で活用されることを前提とされない資料。 和古書は江戸時代まで(1868年以前)、漢籍は辛亥革命まで(1912年以前)、西洋古典籍はおおむね1830年までに書写・刊行された資料とする。 2)多巻ものであっても情報源が先頭の巻など1か所にしかないマイクロ形態資料。 3)1)2)に準ずる資料として個々の巻が個別のISBNを持たず、その資料の内容から書誌データを出版物理単位によって作成するメリットがないと判断される資料。	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.4.3	逐次刊行物	終期を予定せず、同一タイトルのもとに、部分に分かれて継続して刊行され、通常はそれぞれに順序表示がある資料である。雑誌、新聞、終期を予定しないシリーズなどがある。特定のイベントに関するニュースレターなど、刊行期間は限定されているが、連続する巻号、番号、刊行頻度など逐次刊行物としての特徴を備えた資料や、逐次刊行物の複製をも含む。	適用	終期を予定せず、同一タイトルのもとに、部分に分かれて継続して刊行され、通常はそれぞれに順序表示がある資料である。雑誌、新聞、終期を予定しないシリーズなどがある。逐次刊行物の複製をも含む。	
		#1.4.4	更新資料	追加、変更などによって内容が更新されるが、一つの刊行物としてのまともは維持される資料である。更新前後の資料は、別個の資料として存在するのではなく、更新箇所が全体に統合される。例えば、ページを差し替えることにより更新されるルーズリーフ形式のマニュアル、継続的に更新されるウェブサイトがある。	適用	追加、変更などによって内容が更新されるが、一つの刊行物としてのまともは維持される資料である。更新前後の資料は、別個の資料として存在するのではなく、更新箇所が全体に統合される。例えば、ページを差し替えることにより更新されるルーズリーフ形式のマニュアルがある。	
		#1.5	書誌階層構造と記述のタイプ			—	
		#1.5.1	書誌階層構造	<p>体現形は、シリーズとその中の各巻、逐次刊行物とその中の各記事のように、それぞれが固有のタイトルを有する複数のレベルとして、階層的にとらえることができる。これを書誌階層構造という。書誌レベルは、書誌階層構造における上下の位置づけを示す。記述対象として選択することが望ましい書誌レベルを、基礎書誌レベルという。その上下の書誌レベルを、それぞれ上位書誌レベル、下位書誌レベルと定める。</p> <p>データ作成者は、任意の一つの書誌レベルを選択し、体現形の記述(包括的記述または分析的記述)を作成する。 (参照: #1.5.2.1、#1.5.2.2を見よ。)</p> <p>複数の書誌レベルを選択し、それらの記述を組み合わせた階層的記述を作成することもできる。 (参照: #1.5.2.3を見よ。)</p> <p>一つの書誌レベルの記述において、上位書誌レベルの情報は、属性の記録(シリーズ表示)、および(または)関連の記録(体現形間の上位・下位の関連)として記録することができる。下位書誌レベルの情報は、専ら関連の記録(体現形間の上位・下位の関連)として記録することができる。異なる書誌レベルにそれぞれ対応した複数の記述を作成し、関連の記録によって相互に結びつけることもできる。 (参照: #43.3を見よ。)</p>	一部適用	<p>体現形は、シリーズとその中の各巻、論文集と収録された個々の論文のように、それぞれが固有のタイトルを有する複数のレベルとして、階層的にとらえることができる。これを書誌階層構造という。書誌レベルは、書誌階層構造における上下の位置づけを示す。記述対象として選択することが望ましい書誌レベルを、基礎書誌レベルという。その上下の書誌レベルを、それぞれ上位書誌レベル、下位書誌レベルと定める。</p> <p>NACSIS-CATでは、基礎書誌レベルを選択し、体現形の記述(包括的記述または分析的記述)を作成する。 (参照: #1.5.2.1、#1.5.2.2を見よ。)</p> <p>一つの書誌レベルの記述において、上位書誌レベルの情報は、属性の記録(シリーズ表示)、および(または)関連の記録(体現形間の上位・下位の関連)として記録する。最上位の書誌レベルに対応する体現形の記述を作成し、識別子を記録することで関連づけることもできる(書誌階層リンク)。</p>	<p>体現形は、シリーズとその中の各巻、論文集と収録された個々の論文のように、それぞれが固有のタイトルを有する複数のレベルとして、階層的にとらえることができる。これを書誌階層構造という。書誌レベルは、書誌階層構造における上下の位置づけを示す。記述対象として選択することが望ましい書誌レベルを、基礎書誌レベルという。その上下の書誌レベルを、それぞれ上位書誌レベル、下位書誌レベルと定める。</p> <p>国立国会図書館は、基礎書誌レベルを選択し、体現形の記述(包括的記述または分析的記述)を作成する。 (参照: #1.5.2.1、#1.5.2.2を見よ。)</p> <p>一つの書誌レベルの記述において、上位書誌レベルの情報は、属性の記録(シリーズ表示)、および(または)関連の記録(体現形間の上位・下位の関連)として記録する。下位書誌レベルの情報は、関連の記録(体現形間の上位・下位の関連)として記録する。 (参照: #43.3を見よ。)</p> <p>(参照: 上位書誌レベルまたは下位書誌レベルの情報を関連の記録(著作間の上位・下位の関連)として扱う場合は、#43.1を見よ。)</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.5.1	書誌階層構造 (続)	基礎書誌レベルについては、刊行方式に応じて、次のとおりに設定する。 a) 単巻資料 それ自体を基礎書誌レベルとする。 b) 複数巻単行資料 全体を構成する各部分が固有のタイトルを有する場合は、そのタイトルを有する部分(1巻、複数巻)を基礎書誌レベルとする。各部分が固有のタイトルを有しない場合は、全体を基礎書誌レベルとする。 c) 逐次刊行物 その全体を基礎書誌レベルとする。ただし、それぞれ独立した順序表示をもつ部編等に分かれている場合は、部編等を基礎書誌レベルとする。 d) 更新資料 その全体を基礎書誌レベルとする。 なお、固有のタイトルを有しない物理的(または論理的)な単位に記述対象を分割して扱う場合は、その単位を物理レベルとよぶ。物理レベルで記述を作成してもよい。	一部適用 基礎書誌レベルについては、刊行方式に応じて、次のとおりに設定する。 a) 単巻資料 それ自体を基礎書誌レベルとする。 b) 複数巻単行資料 原則として、全体を構成する各部分を基礎書誌レベルとするが、#1.4.2に示した通り、特定の条件を満たすものについては例外的に全体を基礎書誌レベルとする。 c) 逐次刊行物 その全体を基礎書誌レベルとする。ただし、それぞれ独立した順序表示をもつ部編等に分かれている場合は、部編等を基礎書誌レベルとする。 d) 更新資料 その全体を基礎書誌レベルとする。 なお、固有のタイトルを有しない物理的(または論理的)な単位に記述対象を分割して扱う場合は、その単位を物理レベルとよぶ。物理レベルで記述を作成してもよい。	基礎書誌レベルについては、刊行方式に応じて、次のとおりに設定する。 a) 単巻資料 それ自体を基礎書誌レベルとする。 b) 複数巻単行資料 全体を構成する各部分が固有のタイトルを有する場合は、そのタイトルを有する部分(1巻、複数巻)を基礎書誌レベルとする。 各部分が固有のタイトルを有しない場合は、固有のタイトルを有しない物理的(または論理的)な単位(物理レベル)を基礎書誌レベルとする。ただし、箱にしか総合タイトルがない場合など、必要に応じて、その全体を基礎書誌レベルとする。 c) 逐次刊行物 その全体を基礎書誌レベルとする。ただし、それぞれ独立した順序表示をもつ部編等に分かれている場合は、部編等を基礎書誌レベルとする。 d) 更新資料 その全体を基礎書誌レベルとする。
		#1.5.2	記述のタイプ	体現形の記述のタイプには、包括的記述、分析的記述、階層的記述がある。 データ作成の目的にあわせて、いずれかの記述のタイプを採用する。	NDL準拠 体現形の記述のタイプには、包括的記述、分析的記述がある。	体現形の記述のタイプには、包括的記述、分析的記述がある。
		#1.5.2.1	包括的記述	包括的記述は、体現形の全体を記述対象とする記述である。書誌階層構造でいえば、下位書誌レベルが存在する場合の上位書誌レベルの記述が該当する。また、単一の書誌レベルしか存在しない場合の記述も該当する。 包括的記述を採用するのは、次のような体現形の全体を記述対象とする場合である。 a) 単巻資料 b) 複数巻単行資料 c) 逐次刊行物 d) 更新資料 e) 個人収集者、販売者、図書館、文書館等が収集した、複数の部分から成るコレクション	一部適用 「複数巻単行資料」の取扱いについては要検討(VOL積み禁止の例外に該当するもののみ)に限定する、等) 包括的記述は、体現形の全体を記述対象とする記述である。書誌階層構造でいえば、下位書誌レベルが存在する場合の上位書誌レベルの記述が該当する。また、単一の書誌レベルしか存在しない場合の記述も該当する。 包括的記述を採用するのは、次のような体現形の全体を記述対象とする場合である。 a) 単巻資料 b) 複数巻単行資料 c) 逐次刊行物 d) 更新資料	包括的記述は、体現形の全体を記述対象とする記述である。書誌階層構造でいえば、下位書誌レベルが存在する場合の上位書誌レベルの記述が該当する。また、単一の書誌レベルしか存在しない場合の記述も該当する。 包括的記述を採用するのは、次のような体現形の全体を記述対象とする場合である。 a) 単巻資料 b) 複数巻単行資料(箱にしか総合タイトルがないなど、必要な場合に限る) c) 逐次刊行物 d) 更新資料

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.5.2.1	包括的記述 (続)	<p>単巻資料、逐次刊行物、更新資料については、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。複数巻単行資料については、各部分が固有のタイトルを有しない場合に限り、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。</p> <p>包括的記述を採用した場合は、資料の部分に関する情報(著作に関する情報をも含む)を次のいずれかの方法で記録することができる。</p> <p>f) キャリアに関する記録の一部として(参照: #2.14.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 関連する著作の記録として(参照: #43.1 を見よ。)</p> <p>h) 関連する体現形の記録として(参照: #43.3 を見よ。)</p> <p>また、包括的記述とは別に、各部分を記述対象とする分析的記述を作成し、相互に関連づけることもできる。</p>	一部適用	<p>単巻資料、逐次刊行物、更新資料については、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。複数巻単行資料については、#1.4.2の条件に合致する場合限り、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。</p> <p>包括的記述を採用した場合は、資料の部分に関する情報(著作に関する情報をも含む)を次のいずれかの方法で記録することができる。</p> <p>f) キャリアに関する記録の一部として(参照: #2.14.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 関連する著作の記録として(参照: #43.1 を見よ。)</p> <p>h) 関連する体現形の記録として(参照: #43.3 を見よ。)</p> <p>また、包括的記述とは別に、各部分を記述対象とする分析的記述を作成し、相互に関連づけることもできる。</p>	<p>単巻資料、逐次刊行物、更新資料については、包括的記述が基礎書誌レベルのデータ作成に相当する。</p> <p>包括的記述を採用した場合は、資料の部分に関する情報(著作に関する情報をも含む)を次のいずれかの方法で記録する。</p> <p>f) キャリアに関する記録の一部として(参照: #2.14.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 関連する著作の記録として(参照: #43.1 を見よ。)</p> <p>h) 関連する体現形の記録として(参照: #43.3 を見よ。)</p>
		#1.5.2.2	分析的記述	<p>分析的記述は、より大きな単位の体現形の一部を記述対象とする記述である。複数の部分から成る体現形のうちの一部分を記述対象とする場合や、シリーズのうちの1巻を記述対象とする場合などがある。書誌階層構造でいえば、上位書誌レベルが存在する場合の低位書誌レベルの記述が該当する。また、物理レベルでの記述もこれに該当する。</p> <p>分析的記述を採用するのは、次のような体現形の一部を記述対象とする場合である。部分の数は任意であり(一部分、選択した複数の部分、全部分のいずれの場合もある)、それぞれに対するデータを作成することができる。</p> <p>a) 単巻資料の一部(1冊の歌曲集のうちの1曲など)</p> <p>b) 複数巻単行資料の一部(本編と索引から成る2巻組のうちの索引など)</p> <p>c) 逐次刊行物の一部(1号のうちの1記事、全号のうちの1号全体、選択した複数号など)</p> <p>d) 更新資料の一部</p>	適用		<p>分析的記述は、より大きな単位の体現形の一部を記述対象とする記述である。複数の部分から成る体現形のうちの一部分を記述対象とする場合や、シリーズのうちの1巻を記述対象とする場合などがある。書誌階層構造でいえば、上位書誌レベルが存在する場合の低位書誌レベルの記述が該当する。また、物理レベルでの記述もこれに該当する。</p> <p>分析的記述を採用するのは、次のような体現形の一部を記述対象とする場合である。</p> <p>b) 複数巻単行資料の一部(本編と索引から成る2巻組のうちの索引など)</p> <p>d) 更新資料の一部</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.5.2.2	分析的記述 (続)	分析的記述を採用した場合は、より大きな単位の資料に関する情報(著作に関する情報をも含む)を、次の方法で記録することができる。 f) 分析的記述におけるシリーズ表示の記録として(参照: #2.10.0.4を見よ。) g) 関連する著作の記録として(参照: #43.1を見よ。) h) 関連する表現形の記録として(参照: #43.3を見よ。) また、作成した分析的記述とは別に、より大きな単位の表現形を記述対象とする記述を作成し、相互に関連づけることもできる。 分析的記述を採用した場合に、さらに小さな単位の部分が存在するときは、小さな単位の部分に関する情報を次のいずれかの方法で記録することができる。 i) キャリアに関する記録の一部として(参照: #2.14.0.4を見よ。) j) 関連する著作の記録として(参照: #43.1を見よ。) k) 関連する表現形の記録として(参照: #43.3を見よ。)	適用		分析的記述を採用した場合は、より大きな単位の資料に関する情報(著作に関する情報をも含む)を、次の方法で記録する。 f) 分析的記述におけるシリーズ表示の記録として(参照: #2.10.0.4を見よ。) g) 関連する著作の記録として(参照: #43.1を見よ。) h) 関連する表現形の記録として(参照: #43.3を見よ。) 分析的記述を採用した場合に、さらに小さな単位の部分が存在するときは、小さな単位の部分に関する情報を次のいずれかの方法で記録する。 i) キャリアに関する記録の一部として(参照: #2.14.0.4を見よ。) j) 関連する著作の記録として(参照: #43.1を見よ。) k) 関連する表現形の記録として(参照: #43.3を見よ。)
		#1.5.2.3	階層的記述	包括的記述の一つまたは複数の分析的記述を連結した記述である。複数の部分から成るあらゆる表現形は、その全体と部分をそれぞれ包括的記述と分析的記述の双方によって記録することができる。分析的記述は、複数の階層に細分できる場合がある。	非適用		非適用
		#1.6	識別の基盤	記述対象の表現形が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合、または複数のイテレーションをもつ場合は、#1.6.1、#1.6.2に従って、識別の基盤となる部分またはイテレーションを選定する。 単巻資料に対する包括的記述を作成する場合は、または単一の部分に対する分析的記述を作成する場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。 次のエレメントについては、識別の基盤となる部分またはイテレーションから情報源を選定して記録する。 a) タイトル(参照: #2.1を見よ。) b) 責任表示(参照: #2.2を見よ。) c) 版表示(参照: #2.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4を見よ。) e) 出版表示(参照: #2.5を見よ。) f) 頒布表示(参照: #2.6を見よ。) g) 製作表示(参照: #2.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示(参照: #2.8を見よ。)	適用		記述対象の表現形が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合、または複数のイテレーションをもつ場合は、#1.6.1、#1.6.2に従って、識別の基盤となる部分またはイテレーションを選定する。 単巻資料に対する包括的記述を作成する場合は、または単一の部分に対する分析的記述を作成する場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。 次のエレメントについては、識別の基盤となる部分またはイテレーションから情報源を選定して記録する。 a) タイトル(参照: #2.1を見よ。) b) 責任表示(参照: #2.2を見よ。) c) 版表示(参照: #2.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4を見よ。) e) 出版表示(参照: #2.5を見よ。) f) 頒布表示(参照: #2.6を見よ。) g) 製作表示(参照: #2.7を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.6.1	複数の部分から成る記述対象	<p>複数巻単行資料または逐次刊行物に対する包括的記述など、記述対象が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合は、次のように識別の基盤を選定する。</p> <p>a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分(逐次刊行物の初号など)を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3 を見よ。)</p> <p>刊行が終了した逐次刊行物の順序表示、出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、最も大きな番号が付された部分(終号)も識別の基盤とする。</p> <p>b) 各部分に番号付がない場合、または番号付が部分の順序決定の役割を果たさない場合は、出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3 を見よ。)</p> <p>出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、出版等の日付が最も新しい部分も識別の基盤とする。</p>	一部適用	<p>包括的記述を行う複数巻単行資料(#1.4.2参照)または逐次刊行物に対する包括的記述など、記述対象が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合は、次のように識別の基盤を選定する。</p> <p>a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分(逐次刊行物の初号など)を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3 を見よ。)</p> <p>刊行が終了した逐次刊行物の順序表示、出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、最も大きな番号が付された部分(終号)も識別の基盤とする。</p> <p>b) 各部分に番号付がない場合、または番号付が部分の順序決定の役割を果たさない場合は、出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3 を見よ。)</p> <p>出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、出版等の日付が最も新しい部分も識別の基盤とする。</p>	<p>複数巻単行資料または逐次刊行物に対する包括的記述など、記述対象が複数の部分(巻号、部編など)から成る場合は、次のように識別の基盤を選定する。</p> <p>以下、図書について適用。</p> <p>a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.1を見よ。)</p> <p>出版日付、頒布日付、製作日付については、最も大きな番号が付された部分(終号)も識別の基盤とする。</p> <p>b) 各部分に番号付がない場合、または番号付が部分の順序決定の役割を果たさない場合は、出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.1を見よ。)</p> <p>出版日付、頒布日付、製作日付については、出版等の日付が最も新しい部分も識別の基盤とする。</p>
		#1.6.1	複数の部分から成る記述対象(続)	<p>c) セットとして扱う記述対象(同時に刊行された複数巻単行資料など)のうち、番号付がない場合、または番号付が順序を示していない場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。 (参照: 複数の情報源については、あわせて#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4を見よ。)</p>	一部適用	<p>c) セットとして扱う記述対象(同時に刊行された複数巻単行資料など)のうち、番号付がない場合、または番号付が順序を示していない場合は、記述対象全体を識別の基盤とする。 (参照: 複数の情報源については、あわせて#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4を見よ。)</p>	<p>c) セットとして扱う記述対象(同時に刊行された複数巻単行資料など)のうち、番号付がない場合、または番号付が順序を示していない場合は、記述対象のうち本体となる冊子を識別の基盤とする。 (参照: 複数の情報源については、あわせて#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4を見よ。)</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.6.1	複数の部分から成る記述対象(続)	-		以下、単行の非図書資料、地図資料について適用。 a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とする。 出版日付、頒布日付、製作日付については、最も大きな番号が付された部分(終号)も識別の基盤とする。 b) 各部分に番号付がない場合、または番号付が部分の順序決定の役割を果たさない場合は、出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で出版等の日付が最も古い部分を識別の基盤とする。 出版日付、頒布日付、製作日付については、出版等の日付が最も新しい部分も識別の基盤とする。 c) セットとして扱う記述対象(同時に刊行された複数巻単行資料など)は、記述対象全体を識別の基盤とする。 (参照: 複数の情報源については、あわせて#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4を見よ。)
		#1.6.1	複数の部分から成る記述対象(続)	-		以下、逐次刊行物について適用。 a) 各部分に順序を示す番号付がある場合は、最も小さな番号が付された部分(逐次刊行物の初号など)を識別の基盤とする。それが入手できない場合は、入手できた範囲で最も小さな番号が付された部分を識別の基盤とし、識別の基盤とした部分について、注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.1～#2.41.12.2.1.3を見よ。) 刊行が終了した逐次刊行物の順序表示、出版日付については、最も大きな番号が付された部分(終号)も識別の基盤とする。
		#1.6.2	更新資料	記述対象が更新資料である場合は、最新のイテレーションを識別の基盤とし、基盤としたイテレーションについて注記として記録する。 (参照: #2.41.12.2.2を見よ。) 出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付については、出版等の日付が最も古いイテレーションおよび最も新しいイテレーションを識別の基盤とする。	適用	記述対象が更新資料である場合は、最新のイテレーションを識別の基盤とし、基盤としたイテレーションについて注記として記録する。ただし、最新のイテレーションであることが不確実な場合は、注記しない。 (参照: #2.41.12.2.2を見よ。) 出版日付、頒布日付、製作日付については、出版等の日付が最も古いイテレーションおよび最も新しいイテレーションを識別の基盤とする。
		#1.7	新規の記述を必要とする変化	実体の種類ごとに、新たな実体が生じたときみなして新規の記述を作成する変化について規定する。体現形については#2.0.5～#2.0.5C、著作については#4.0.4～#4.0.4.2B、個人については#6.1.3.1～#6.1.3.1B、家族については#7.1.3.1～#7.1.3.1A、団体については#8.1.3.2に従う。著作に新規の記述を作成する変化があった場合は、表現形にも新規の記述を必要とするときみなす。	適用	実体の種類ごとに、新たな実体が生じたときみなして新規の記述を作成する変化について規定する。体現形については#2.0.5～#2.0.5Cに従う。 (参照: 個人については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。家族については、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。団体については、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.8	情報源	資料に対する情報源は、資料自体の情報源と資料外の情報源に区分される。資料自体の範囲については、#2.0.2.1で規定する。また、資料自体の情報源から、#2.0.2.2～#2.0.2.2.4.4に従って優先情報源を選定する。	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.8.1	体現形、個別資料	体現形、個別資料の属性を記録するにあたっては、その情報源は、各エレメントの情報源の規定が異ならない限り、#2.0.2.2～#2.0.2.3.2 別法を適用して選定する。	適用	適用
		#1.8.2	著作、表現形	著作、表現形の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。 ただし、著作の優先タイトルの情報源については、#4.1.2 に従う。 (参照: 著作の属性の情報源については、#4.0.2 を見よ。表現形の属性の情報源については、#5.0.2 を見よ。)	適用	著作、表現形の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 著作の属性の情報源については、「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。ただし、著作の属性のうち、書誌データに記録するものについては、#4.0.2を見よ。表現形の属性の情報源については、#5.0.2を見よ。)
		#1.8.3	個人・家族・団体	個人・家族・団体の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、個人・家族・団体の優先名称の情報源は、次のものをこの優先順位で採用する。 a) 個人・家族・団体と結びつく資料の優先情報源 b) 個人・家族・団体と結びつく資料に表示された、形式の整ったその他の情報 c) その他の情報源(参考資料を含む) (参照: 個人の属性の情報源については、#6.0.2 を見よ。家族の属性の情報源については、#7.0.2 を見よ。団体の属性の情報源については、#8.0.2 を見よ。)	適用	個人・家族・団体の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 個人の優先名称の情報源については、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。家族の優先名称の情報源については、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。団体の優先名称の情報源については、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.8.4	場所	場所の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、場所の優先名称の情報源は、次のものをこの優先順位で採用する。 a) データ作成機関で定める言語による地名辞典等の参考資料 b) 場所が属する法域で刊行された、その法域の公用語による地名辞典等の参考資料 (参照: #12.0.2 を見よ。)	適用	場所の属性を記録するにあたっては、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 場所のうち、団体として扱う場合の優先名称の情報源については、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。それ以外の場所の優先名称の情報源については、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
			<#1.9～#1.13 記録の方法>			
		#1.9	記録の方法	属性は、#0.5.1.3 に示したエレメントの種類に応じて、次のように記録する。 a) 情報源における表示の転記を原則とするエレメント #1.10～#1.10.11 別法に従って、情報源における表示を転記する。 例外的に、当該エレメントの記録の方法の規定に従って、転記によらない記録を行う場合がある。その場合は、データ作成機関で定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。) b) 統制形による記録を行うエレメント #1.11～#1.11.11 に従って記録する。典拠ファイルなどの手段で統制を行う。	適用	属性は、#0.5.1.3に示したエレメントの種類に応じて、次のように記録する。 a) 情報源における表示の転記を原則とするエレメント #1.10～#1.10.11別法に従って、情報源における表示を転記する。 例外的に、当該エレメントの記録の方法の規定に従って、転記によらない記録を行う場合がある。その場合は、国立国会図書館で定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4を見よ。) b) 統制形による記録を行うエレメント #1.11～#1.11.11に従って記録する。典拠ファイルなどの手段で統制を行う。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.9	記録の方法 (続)	<p>c) 本規則に提示された語彙のリストからの選択を原則とするエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に示された語彙のリストから、適切な用語を選択して記録する。リストに適切な用語がない場合に、データ作成機関がその他の簡略な用語を定めて記録することができるエレメントもある。 データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。日本語または英語以外の言語を目録用言語とする場合は、リストの用語を目録用言語による表現に置き換えて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p> <p>データ作成機関の判断により、本規則で規定する語彙のリストとは異なる語彙体系を用いて記録することもできる。その場合は、データ作成機関が用いた語彙の体系を明らかにする必要がある。 (参照: #0.5.8 を見よ。)</p> <p>d) 計数・計測した値(量や大きさなど)の記録を原則とするエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に従い、計数・計測した値とその単位を記録する。記録の一部に、提示された語彙のリストからの選択を含む場合がある。 データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p> <p>e) 文章等により記録を行うエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に従い、データ作成機関の定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p>	適用		<p>c) 本規則に提示された語彙のリストからの選択を原則とするエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に示された語彙のリストから、適切な用語を選択して記録する。リストに適切な用語がない場合に、データ作成機関がその他の簡略な用語を定めて記録することができるエレメントもある。 国立国会図書館の定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p> <p>d) 計数・計測した値(量や大きさなど)の記録を原則とするエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に従い、計数・計測した値とその単位を記録する。記録の一部に、提示された語彙のリストからの選択を含む場合がある。 国立国会図書館の定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p> <p>e) 文章等により記録を行うエレメント 当該エレメントの記録の方法の規定に従い、国立国会図書館の定める目録用言語を用いて記録する。 (参照: #0.9.4 を見よ。)</p>
		#1.10	転記	<p>#2 の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源における表示を転記する。 (参照: #0.9.2 を見よ。)</p> <p>a) タイトル(参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示(参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示(参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示(参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示(参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示(参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 非刊行物の制作表示(参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権日付(参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示(参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p>	適用		<p>#2の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源における表示を転記する。 (参照: #0.9.2 を見よ。)</p> <p>a) タイトル(参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示(参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示(参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示(参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示(参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示(参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権日付(参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示(参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p>
		#1.10	転記(続)	<p>情報源における表示を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.10.1～#1.10.11 別法およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。 なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロード、メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p>	適用		<p>情報源における表示を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.10.1～#1.10.11 別法およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。 (参照: 「文字の取扱い基準(2021年1月)」を見よ。)</p> <p>なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロード、メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p>
		#1.10.1	漢字、仮名	<p>漢字は、原則として情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、読みや説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示し、必要に応じて説明を注記として記録する。 仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。</p>	適用		<p>(参照: 「文字の取扱い基準(2021年1月)」を見よ。)</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.10.2	ラテン文字	ラテン文字は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。大文字使用法については、当該言語の慣用に従う。発音符号は、情報源に表示されているとおりに記録する。 (参照: 大文字使用法については、付録#A.2を見よ。)	適用	(参照: 「文字の取扱い基準(2021年1月)」を見よ。 (参照: 大文字使用法については、付録#A.2を見よ。)
		#1.10.2	ラテン文字 任意追加	情報源に表示されていない発音符号は、当該言語の慣用に從って追加して記録する。	非適用	非適用
		#1.10.3	漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種	漢字、仮名、ラテン文字以外の文字種は、原則として情報源に使用されているとおりに記録する。入力できない文字は、入力できる文字に置き換えるか、説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示し、必要に応じて説明を注記として記録する。大文字使用法については、当該言語の慣用に従う。 (参照: 大文字使用法については、付録#A.2を見よ。)	適用	(参照: 「文字の取扱い基準(2021年1月)」を見よ。 (参照: 大文字使用法については、付録#A.2を見よ。)
		#1.10.4	句読記号	句読記号は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。句読記号を表示されているとおりに記録することで、かえって意味が不明確になる場合は、記録しないか、他の句読記号に置き換える。識別のために重要な場合は、その旨を注記として記録する。 【本タイトル】 Companion animal 【タイトルに関する注記】 Title appears within square brackets on both title page and cover. (情報源の表示: [Companion ANIMAL]) 別のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。 【本タイトル】 The Lidov-Kozai effect 【タイトル関連情報】 applications in exoplanet research and dynamical astronomy (情報源の表示: The Lidov-Kozai Effect – Applications in Exoplanet Research and Dynamical Astronomy)	適用	句読記号は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。句読記号を表示されているとおりに記録することで、かえって意味が不明確になる場合は、記録しないか、他の句読記号に置き換える。 【本タイトル】 Companion animal (情報源の表示: [Companion ANIMAL]) 別のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。 【本タイトル】 The Lidov-Kozai effect 【タイトル関連情報】 applications in exoplanet research and dynamical astronomy (情報源の表示: The Lidov-Kozai Effect – Applications in Exoplanet Research and Dynamical Astronomy)
		#1.10.4	句読記号(続)	また、同一のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。 【出版地】 Amsterdam 【出版地】 Boston 【出版地】 Heidelberg 【出版地】 London (情報源の表示: Amsterdam・Boston・Heidelberg・London) 改行して表示されている情報を続けて記録する場合などに、必要に応じて句読記号を追加する。 【本タイトルに關係する責任表示】 Peter Watts Jones, Peter Smith (情報源では、1名ずつ改行して表示されている。)	適用	また、同一のエレメントとして記録する情報との間に表示されている句読記号は、記録しない。 【タイトル関連情報】 平成30年度研究報告書 【タイトル関連情報】 厚生労働科学研究費補助金事業 (情報源の表示: 平成30年度研究報告書・厚生労働科学研究費補助金事業) 改行して表示されている情報を続けて記録する場合などに、必要に応じて句読記号を追加する。 【本タイトルに關係する責任表示】 Peter Watts Jones, Peter Smith (情報源では、1名ずつ改行して表示されている。)
		#1.10.5	句読記号以外の記号等	記号等は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。再現不能な記号等は、説明的な語句に置き換え、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。さらに必要がある場合は、説明を注記として記録する。記号を再現することで、かえって意味が不明確になる場合は、記録しないか、他の記号に置き換える。識別のために重要な場合は、その旨を注記として記録する。他の情報と分離するためなどレイアウトに使用した記号等は、記録しない。	適用	(参照: 「文字の取扱い基準(2021年1月)」を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.10.6	計量の単位	計量の単位は、情報源に表示されているとおりに記録する。	適用	適用
		#1.10.7	イニシャル・頭字語	情報源に表示されているイニシャルや頭字語の間にスペースがある場合は、スペースを入れずに記録する。ピリオドは省略しない。	適用	適用
		#1.10.8	再読を意図して表示された文字または語句	一度の表示で明らかに再読を意図して表示されている文字または語句は、繰り返して記録する。 【本タイトル】 視ることば 聴くことば （情報源の表示は、次のとおり。） 聴くことば 視ることば	適用	適用
		#1.10.9	略語	略語は、付録#A.3.2に従って記録する。	適用	適用
		#1.10.10	数、日付	数または日付は、数字で表示されている場合と、語句で表示されている場合とがある。次のエレメントで数または日付を記録する場合は、特に指示のある場合を除いて、#1.10.10.1～#1.10.10.5に従う。 a) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4.0.4を見よ。) ① 初号の巻次 ② 初号の年月次 ③ 終号の巻次 ④ 終号の年月次 ⑤ 初号の別方式の巻次 ⑥ 初号の別方式の年月次 ⑦ 終号の別方式の巻次 ⑧ 終号の別方式の年月次 b) 出版日付(参照: #2.5.5.2を見よ。) c) 頒布日付(参照: #2.6.5.2を見よ。) d) 製作日付(参照: #2.7.5.2を見よ。) e) 非刊行物の制作日付(参照: #2.8.5.2を見よ。) f) 著作権日付(参照: #2.9.2を見よ。) g) シリーズ内番号(参照: #2.10.8.2を見よ。) h) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16.2を見よ。) i) 学位授与年(参照: #4.23.3を見よ。)	適用	数または日付は、数字で表示されている場合と、語句で表示されている場合とがある。次のエレメントで数または日付を記録する場合は、特に指示のある場合を除いて、#1.10.10.1～#1.10.10.5に従う。 a) 逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4.0.4を見よ。) ① 初号の巻次 ② 初号の年月次 ③ 終号の巻次 ④ 終号の年月次 ⑤ 初号の別方式の巻次 ⑥ 初号の別方式の年月次 ⑦ 終号の別方式の巻次 ⑧ 終号の別方式の年月次 b) 出版日付(参照: #2.5.5.2を見よ。) c) 頒布日付(参照: #2.6.5.2を見よ。) d) 製作日付(参照: #2.7.5.2を見よ。) e) 著作権日付(参照: #2.9.2を見よ。) f) シリーズ内番号(参照: #2.10.8.2を見よ。) g) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16.2を見よ。) h) 学位授与年(参照: #4.23.3を見よ。)
		#1.10.10	数、日付(続)	その他のエレメントで数または日付を転記する場合は、情報源に表示されているとおりに、#1.10.1～#1.10.9に従って記録する。 和古書・漢籍については、出版日付、非刊行物の制作日付を記録する場合に、#1.10.10.5の規定を適用せず、#2.5.5.2A、#2.8.5.2Aに従ってそれぞれ記録する。 初期印刷資料については、逐次刊行物の順序表示、出版日付、頒布日付、製作日付、非刊行物の制作日付を記録する場合に、#1.10.10.1～#1.10.10.5の規定を適用せず、情報源に表示されているとおりに記録することができる。	適用	その他のエレメントで数または日付を転記する場合は、特に指示のある場合を除いて情報源に表示されているとおりに、#1.10.1～#1.10.9に従って記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.10.10.1	数字	数が、情報源に数字で表示されている場合に、アラビア数字に置き換えることで理解が困難にならないときは、アラビア数字で記録する。 【シリーズ内番号】3 (情報源の表示: 三) 【シリーズ内番号】2 (情報源の表示: 弐)	一部適用	数が、情報源に数字で表示されている場合は、原則としてアラビア数字に置き換えて記録する。ただし、特に指示のある場合を除く。	適用
		#1.10.10.2	語句で表示された数	数が、語句で表示されている場合は、アラビア数字に置き換えて記録する。 【初号の巻次】Volume 2 (情報源の表示: Volume two)	適用		適用
		#1.10.10.3	省略された数	範囲を示す数または日付の一部が省略されている場合は、完全な形で記録する。 【シリーズ内番号】801-815 (情報源の表示: 801-15)	適用		適用
		#1.10.10.4	序数	序数は、数字と語句のいずれで表示されていても、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式に従って、数字として記録する。 a) 日本語、中国語または韓国・朝鮮語の場合 「第」を省略せずに「第8」、「第3巻」などと記録する。 b) 英語の場合 「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などと記録する。 c) その他の言語の場合 フランス語は、「1er」、「1re」、「2e」、「3e」などと記録する。 ドイツ語は、「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。 イタリア語は、「1o」、「1a」、「2o」、「2a」、「3o」、「3a」などと記録する。 当該言語の使用法が不明な場合は、「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。	適用		序数は、数字と語句のいずれで表示されていても、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式に従って、数字として記録する。 a) 日本語、中国語または韓国・朝鮮語の場合 「第」を省略せずに「第8」、「第3巻」などと記録する。 b) 英語の場合 「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などと記録する。 c) その他の言語の場合 「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.10.10.5	日付	<p>日付は、当該エレメントの記録の方法の規定に従った暦で記録する。 【初号の年月次】平成 8 年版 (情報源の表示: 平成八年版) 【出版日付】2013 (情報源の表示: 平成 25 年 #2.5.5.2 本則を採用した場合) 西暦以外の暦で記録した場合は、必要に応じて西暦を付加することができる。この場合は、資料外の情報源から採用したことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 【出版日付】平成 2 年 [1990] (情報源の表示: 平成 2 年 #2.5.5.2 別法を採用した場合) 情報源に表示されていない日付を記録する必要がある場合は、資料外の情報源から採用したことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。実際の日付が不明な場合、二つのいずれの年か不明な場合、日付が推測できる場合、ある期間のいずれかであることが推測できる場合、特定の時点より以前または以降であることのみ判明している場合等は、その旨が分かるように記録する。 【出版日付】[2015] 【出版日付】[2013 または 2014] 【出版日付】[2013 or 2014] 【出版日付】[2008?] 【出版日付】[1990 年代] 【出版日付】[2000 から 2009 の間] 【出版日付】[1881 から 1886 の間?] 【出版日付】[between 1846 and 1853?]</p>	適用		(参照: 出版年については#2.5.5.2、頒布年については#2.6.5.2、製作年については#2.7.5.2を見よ。)
		#1.10.11	誤表示	<p>誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にならない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、正しい表記について注記する。誤記または誤植がタイトル中に存在して、それが重要とみなされる場合は、正しい表記を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 を見よ。)</p>	非適用	別法を適用	
		#1.10.11	誤表示 別法	<p>*誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にならない場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。識別またはアクセスに重要な場合は、誤った表記について注記する*。</p>	NDL準拠	<p>誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にならない場合は、正しい表記に改め、必要に応じてその旨を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、誤った表記を異形タイトルとして記録する。</p>	<p>以下、図書、単行の非図書資料、地図資料について適用。 誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にならない場合は、正しい表記に改め、必要に応じてその旨を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、誤った表記について注記として記録する。 以下、逐次刊行物について適用。 誤記または誤植は、当該エレメントに関する規定が特にならない場合は、正しい表記に改め、必要に応じてその旨を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、誤った表記を異形タイトルとして記録する。</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.11	統制形の記録	<p>統制形は、#4～#12 におけるタイトルおよび名称の記録に使用する。統制形の記録にあたっては、データ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。 (参照: #0.9.3 を見よ。)</p> <p>著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。</p> <p>統制形は、用いる言語および文字種によって、#1.11.1～#1.11.4.3 に従って記録する。 (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3C、#6.1.3.2A～#6.1.3.2B 別法、#8.1.3.1A～#8.1.3.1B を見よ。)</p> <p>統制形の記録にあたっては、文字の大小の表示は再現しない。略語については、付録#A.3 に示すものを使用する。</p> <p>情報源に誤表示がある場合は、正しい表記に改め優先タイトルまたは優先名称を記録する。誤表示が重要な場合は、これを異形タイトルまたは異形名称として記録する。</p> <p>著作、表現形、個人・家族・団体における識別要素の記録の方法は、#4～#8 で規定する。 (参照: #4.0.3、#5.0.3、#6.0.3、#7.0.3、#8.0.3 を見よ。)</p>	一部適用	<p>統制形は、#4～#12 におけるタイトルおよび名称の記録に使用する。統制形の記録にあたっては、「コーディングマニュアル」「特殊文字・特殊言語資料に関する取扱い」等に準じる。</p>	<p>統制形は、#4～#12におけるタイトルおよび名称の記録に使用する。 (参照: 優先言語および文字種の選択については、「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)</p> <p>著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。</p> <p>統制形は、用いる言語および文字種によって、#1.11.1～#1.11.4.3に従って記録する。 (参照: 言語および文字種の選択については、「文字の取扱い基準(2021年1月)」、優先言語および文字種の選択については、「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)</p> <p>統制形の記録にあたっては、文字の大小の表示は再現しない。略語については、付録#A.3に示すものを使用する。</p> <p>情報源に誤表示がある場合は、正しい表記に改め優先タイトルまたは優先名称を記録する。誤表示が重要な場合は、これを異形タイトルまたは異形名称として記録する。</p> <p>著作、表現形、個人・家族・団体における識別要素の記録の方法は、#4～#8で規定する。 (参照: #4.0.3、#5.0.3、#6.0.3、#7.0.3、#8.0.3を見よ。)</p>
			<#1.11.1～ #1.11.4 言語>				

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.11.1	日本語	<p>日本語のタイトルまたは名称の統制形は、日本語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で記録する。(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)</p> <p>漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「[げた記号] (=)」に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。</p> <p>仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。</p> <p>その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。</p> <p>観覧車物語 龍馬の生きざま ぐりとぐら タモリ 現代詩 100 周年 クイズ 123 京都・奈良宿泊&レジャーガイド</p>	一部適用	<p>日本語のタイトルまたは名称の統制形は、日本語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、片仮名読み形で記録する。(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1を見よ。)</p> <p>漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、「◆◆」に置き換え、説明を注記として記録する。</p> <p>仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。</p> <p>その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。</p>	(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.2	中国語	<p>中国語のタイトルまたは名称の統制形は、中国語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で記録することができる。</p> <p>(参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。)</p> <p>漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「[げた記号] (=)」に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。</p> <p>その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。</p> <p>RDA 全視角解读 漢詩用例辭典</p>	一部適用	<p>中国語のタイトルまたは名称の統制形は、中国語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、片仮名読み形およびローマ字読み形(ピンイン)で記録する。</p> <p>(参照 「中国語資料の取扱い(案)」を見よ)</p>	(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.11.3	韓国・朝鮮語	韓国・朝鮮語のタイトルまたは名称の統制形は、韓国・朝鮮語の表示形を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.3 に従って片仮名読み形および(または)ローマ字読み形、もしくはハングル読み形で記録することができる。 (参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。ハングル読み形については、#1.12.3 を見よ。) ハングルは、情報源に表示されているとおりに記録する。 漢字は、原則として情報源に表示されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。入力できない漢字は、入力できる漢字に置き換えるか、入力できないことを示す「[げた記号](=)」に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。 その他の数字、記号、ラテン文字等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。	一部適用	韓国・朝鮮語のタイトルまたは名称の統制形は、韓国・朝鮮語の表示形を用いて記録する。 (参照「韓国・朝鮮語資料の取扱い」を見よ。)	(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.4	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語のタイトルまたは名称の統制形は、表示形、翻字形、または片仮名表記形を用いて記録する。	一部適用	「特殊文字・特殊言語資料に関する取扱い」等、各種言語規定に準ずる。 原則として、表示形(正書法で分かち書きをしない言語の場合は、表示形の分かち書き含む)、翻字形を記録する。	(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.4.1	表示形	表示形は、原則として情報源に表示されているとおりに記録する。表示形では、読みは、原則として記録しない。入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。 大文字使用法、数、アクセント・発音符号等、冒頭の冠詞、ハイフン、イニシャル・頭字語の後のスペース、略語については、#1.11.5～#1.11.11 に従う。 Library of Congress Толстой, Лев Николаевич	適用		(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.4.2	翻字形	翻字形は、情報源に表示されている形を、データ作成機関が採用した翻字法に従って、ラテン文字に翻字して記録する。翻字形では、読みは、原則として記録しない。翻字法については、必要に応じて注記として記録する。 大文字使用法、数、アクセント・発音符号等、冒頭の冠詞、ハイフン、イニシャル・頭字語の後のスペース、略語については、#1.11.5～#1.11.11 に従う。 ただし、翻字法によって規定されている場合は、そのまま記録する。 lhyā' maktabat al-Iskandariyah	非適用	「特殊文字・特殊言語資料に関する取扱い」「中国語資料の取扱い(案)」等、各種言語規定に準じ、翻字形は「その他の読み」として採用する。 翻字法は、「ALA-LC Romanization Tables」に基づく。	(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.11.4.3	片仮名表記形	片仮名表記形は、情報源に表示されている形を、その発音に従って、片仮名を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.2 別法に従って片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で記録することができる。 (参照: 片仮名読み形については、#1.12.1、#1.12.1 別法を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2、#1.12.2 別法を見よ。) 付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。その他の数字、記号等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。	一部適用	片仮名表記形は、情報源に表示されている形を、その発音に従って、片仮名を用いて記録する。あわせて統制形の読みを、#1.12～#1.12.2 別法に従って片仮名読み形または中国語資料についてはローマ字読み形(ピンイン)で記録することができる。 (参照: 片仮名読み形については、#1.12.1を見よ。ローマ字読み形については、#1.12.2を見よ。) 付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。その他の数字、記号等の各種文字種は、情報源に表示されているとおりに記録する。これらのうち、入力できない文字は、入力できる文字に置き換え、必要に応じて説明を注記として記録する。	(参照: 「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
			<#1.11.5～#1.11.11 統制形の記録の補足規定>				
		#1.11.5	大文字使用法	著作のタイトルは大文字で始める。ただし、小文字を使用すべき語で始まる場合は、小文字で始める。 iPhone 6s 究極の快適設定 個人・家族・団体、場所の名称の大文字使用法については、次のとおりとする。 a) 各名称の冒頭の語は、原則として大文字で始める。 b) 各名称の2番目以降の語は、当該言語の慣用に従って大文字とするか小文字とするかを決定する。 c) 冒頭の語について、例外的に小文字とする場合がある。 (参照: 付録#A.2を見よ。)	適用		(参照: 「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。) (参照: 付録#A.2を見よ。)
		#1.11.6	数	著作のタイトルに含まれる数は、語句で表示されているものもアラビア数字で表示されているものも、情報源に表示されているとおりに記録する。 著作の部分の優先タイトルにおける部分の順序を表す数は、情報源の表示にかかわらず、アラビア数字で記録する。 個人・家族・団体、場所の名称に含まれる数は、語句で表示されているものもアラビア数字で表示されているものも、情報源に表示されているとおりに記録する。	適用		(参照: 「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.11.7	アクセント、発音符号等	著作のタイトルに含まれるアクセント、発音符号等は、情報源に表示されているとおりに記録する。 個人・家族・団体、場所の名称に含まれるアクセント、発音符号等は、情報源に表示されているとおりに記録する。情報源で省略されている場合でも、それが名称に不可欠である場合は、付加して記録する。大文字使用法の規定によって、情報源に表示されている大文字を小文字で記録する場合に、当該言語の慣用ではアクセント、発音符号等が必要なときは、これを付加する。	適用		(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.7	アクセント、発音符号等 任意追加	著作のタイトルに含まれるアクセント、発音符号等が、情報源に表示されていない場合は、当該言語の慣用に従って付加して記録する。	非適用		非適用
		#1.11.8	冒頭の冠詞	著作のタイトル、団体および場所の名称の冒頭に冠詞がある場合は、それを省略せずに記録する。	適用		(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.9	ハイフン	個人の名称に含まれるハイフンは、当該名称の保持者が使用している場合は、そのまま記録する。	適用		(参照:「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.11.10	イニシャル・頭字語の後のスペース	著作のタイトルにイニシャルや頭字語が含まれる場合は、次のよう	適用		(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.11.11	略語	著作のタイトルの記録に際して、略語はそれがタイトルの不可欠な構成部分である場合に限りて使用する。 現代アート etc 個人・家族・団体、場所の名称の記録に際して、略語はそれが名称の不可欠な構成部分である場合に限りて使用する。 DJ Joe T	適用		(参照:「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準(2021年1月)」、「国立国会図書館件名作業指針」を見よ。)
		#1.12	読みの記録	統制形による記録を行うエレメントでは、使用する言語および文字種に応じて、あわせて統制形の読みを記録する。統制形をとらないエレメントにおいても、必要に応じてその読みを記録することができる。 読みは、読みの対象となる文字列との対応が分かるように、適切なコーディングを用いて記録する。 使用する言語および文字種により、表 1.12 に従って読みの有無および表記の形を選択する。	一部適用	「コーディングマニュアル」「特殊文字・特殊言語資料に関する取扱い」等に準じる。	(参照:「読みの基準(2021年1月)」を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018		適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#1.12.1	片仮名読み形	片仮名読み形は、付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。記号、アラビア数字、ラテン文字等は、情報源に読みが表示されている場合は、それを片仮名に置き換えて記録する。読みが表示されていない場合は、そのまま記録する。記号については、意味を損なわない限り、省略できる。対象となる文字列が、片仮名読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 観覧車物語 カンランシャ モノガタリ ぐりとぐら グリト グラ 現代詩 100 周年 ゲンダイシ 100 シュウネン クイズ 123 クイズ ワン ツー スリー (情報源に読みが「ワン ツー スリー」と表示されている場合の例) クイズ 123 クイズ 1 2 3 (情報源に読みが表示されていない場合の例) 新制度 Q&A シンセイド Q & A 京都・奈良の寺社 キョウト ナラ ノ ジシャ (記号を省略した例) RDA 全視角解读 RDA ゼンシカク カイドク (読みに日本語読みを選択した例) タモリ タモリ (読みを記録した例)	一部適用	片仮名読み形は、付録#A.1 に従い、適切な単位に分ち書きして記録する。記号、アラビア数字、ラテン文字等は、情報源に読みが表示されている場合は、それを片仮名に置き換えて記録する。読みが表示されていない場合は、そのまま記録する。	(参照:「読みの基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.12.2	ローマ字読み形	ローマ字読み形は、適切な単位に分ち書きして記録する。*記号、アラビア数字、ラテン文字等は、そのまま記録する*。対象となる文字列が、ローマ字読み形と完全に一致する場合は、読みの記録を省略できる。 観覧車物語 Kanransha monogatari ぐりとぐら Guri to Gura 現代詩 100 周年 Gendaishi 100shunen クイズ 123 Kuizu 1 2 3 新制度 Q&A Shinseido Q & A 京都・奈良の寺社 Kyoto ・ Nara no jisha RDA 全視角解读 RDA zenshikaku kaidoku (読みに日本語読みを選択した場合) 中国語の表示形に対するピンインを、ローマ字読み形として扱うことができる。	一部適用	中国語の表示形に対するピンインを、ローマ字読み形として扱う。 (参照 「中国語資料の取扱い(案)」を見よ)	(参照:「読みの基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.12.3	ハンゲル読み形	ハンゲル読み形は、適切な単位に分ち書きして記録する。 漢詩用例辭典 한시 용례 사전	適用		(参照:「読みの基準(2021年1月)」を見よ。)
		#1.13	注記	注記は、#1.13.1～#1.13.3 に従って記録する。	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#1.13.1	引用	資料自体またはその他の情報源からの引用を行う場合は、かぎかっこまたは引用符で囲んで記録し、続けて情報源を示す。ただし、その情報源が優先情報源である場合は、情報源を示さない。 「本書の執筆編集は松田民俗研究所及び御殿場市教育委員会が行った」--凡例 "A two-volume set which is part of a project entitled 'International relations theory and South Asia'"--Volume 1, preface. "With a new preface by the author." (優先情報源(タイトル・ページ)の表示を引用した例)	適用		以下、図書について適用。 国内刊行洋図書については、資料自体またはその他の情報源からの引用を行う場合は、引用符で囲んで記録する。 "held from October 27th through November 12th, 2018 at the Nara National Museum in Nara, Japan" 以下、地図資料について適用。 資料自体またはその他の情報源からの引用を行う場合は、かぎかっこまたは引用符で囲んで記録し、続けて情報源を示す。ただし、その情報源が優先情報源である場合は、情報源を示さない。 「本書の執筆編集は松田民俗研究所及び御殿場市教育委員会が行った」--凡例
		#1.13.2	参照	次のいずれかの場合は、資料自体またはその他の情報源にある情報および(または)参照先を記録する。 a) 記録内容の裏付けを示す場合 Preface signed by David Darrow, John Meacham, and Benjamin S. Youngs, of whom the first two named "signed their names not as authors, but as counsellors, and as sanctioning the work"--Cf. p. xiv, 4th ed. b) その他の情報源を参照すれば情報を容易に得られるため、情報の内容そのものの記録を省略する場合 Detailed description in: A Jussi Bjoerling discography / by Jack W. Porter and Harald Henrysson. Table of contents http://d-nb.info/1044275677/04	適用		次の場合は、資料自体またはその他の情報源にある情報および(または)参照先を記録する。 a) 記録内容の裏付けを示す場合 本タイトルは「国書総目録」による (タイトルに関する注記) 本タイトルは国土地理院ホームページの「古地図コレクション」による (タイトルに関する注記)
		#1.13.3	対象部分の特定	注記の内容が記述対象全体に該当しない場合は、該当する部分またはイテレーションを識別できるように記録する。 下巻の責任表示: マイク・アシュレイ編; スティーヴン・バクスター [ほか]著; 日暮雅通訳 Volume 4 has subtitle: Building resilient regions	適用		適用